傍聴人心得

（一）傍聴人は、受付票に住所、氏名を記入し、「受付票投入箱」に入れること。

（二）静粛にすること。

（三）議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

（四）携帯電話その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

（五）飲食（議長の許可を得て行う水分摂取を除く。）又は喫煙をしないこと。

（六）議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（七）本会議の動画配信（録画を含む。）において、議場の構造上、傍聴席が映り込む場合があり、特定の個人を識別できる可能性があることを了承の上傍聴すること。

◎次に該当する方は、傍聴席には入ることができません。

（一）凶器、その他危険な物を持っている者

（二）ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

（三）酒気を帯びている者